

# 報 告 書

件名 指定管理者制度で稼ぐ施設の実現について講座受講研修会

日程 2018年 11月 22日(月)

宛先 ふじみ野市議会議長 堀口修一様

写し

ふじみ野市役所 議会事務局

発行日 2019年 1月 31日

発行者 承認  
公明党  
島田 和泉

## 1. 研修会日程

### 1) 日程

2018年 11月 22日(木) 10時00分から12時30分

## 2. 受講講座について

### 1) 開催内容

主催企業 一般財団法人地方議会研究会

開催場所 TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター

担当講師 東洋大学経済学研究科公民連携専攻客員教授 南学氏

講座概要 11月22日午前の講演

テーマは、指定管理者制度で「稼ぐ施設」の実現について多様な市民要望に応じていくための民間資金・ノウハウの活用など、従来からの役所のみで行う事業形態がどのように変わればよいのかを具体例をもとに解説。

公民連携(PPP: Public Private Partnership)の必要性について、公共施設における管理方式の歴史と変遷など。指定管理者制度と管理委託制度の比較や業務委託と異なる点などの解説と地方自治法における規定(指定管理者部分)を元に責任分担(リスク分担)の捉え方、評価制度やリース方式、大阪市の成功事例などから指定管理料ゼロでの運営など。

### 3. 講演を受講して

「稼ぐ施設」と強調された点だけを取り上げると市民サービスを行うべき行政が利益を上げるとの考え方には異議を唱える方も居られるのではと思います。公共施設には様々な施設があり市民だけでなく広く活用されている公園や歴史的な施設などがあり、維持管理には予算を確保しなければなりません。市外の方々も活用できる施設を、市の予算だけで賄うのは無理もありますし、公平性の観点からも費用負担をいただくことは財政維持のためにも重要なことと認識しています。

大阪市では大阪城を指定管理者制度で活用し利用者が多いことから利用料収益が管理料を上回るため指定管理料をゼロで運営され、契約内容により収益も挙げられているそうです。

大切な点は、モデルケースをそのまま用いることは出来ませんが仕組みを理解し、自治法などの法律を理解することで行政にとり有効な契約形態や官民連携の選択肢があることを学ぶことが出来ました。

本市にとり公共施設の管理制度などは、これから先も必要不可欠な制度であることから、今後もしっかりと学びを継続したいと考えます。

以上。